

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

アダストリアがまだ社名がポイントだった頃、水戸の店舗の2階本部でスタッフが会議をしていました。言葉の定義の統一です。辞書を開くと言葉には意味がいくつもありませんが、同一の目標を目指す組織では言葉の定義は明確に一つでなければ相手に伝わりません。「観察」とは、問題点を発見すること。「判断」とは改善案と改革案を提案すること。これが組織の辞書です。しかし、人生の辞書は自分で言葉の定義を最高の結果になるように置き換えることができます。「失敗」とは成長すること。「困難」とは夢が叶う直前の現象のこと。

## 私の書棚より

○どのように情報を得るかというのも大きな問題だが、全体の動きとは別に、確かな情報をどう得るか、得た情報の正確さを検証する眼を養っておくことはもっと重要な問題だ。そのために不眠の知識の収集が必要になってくる。

○悪いことはしないように、良いことはつとめてこれを行い、いつもきれいな心を持つ。これが仏教の教えだ。仏教は教えることではなく、知って行うことなのだ。

「イオンを創った女」  
東海友和著 プレジデント社

## 税務アンテナ

□法人を個人事業者に変更するために解散、清算する場合、解散した時点で法人から個人へ全ての事業用資産を時価で個人に売却する必要があります。消費税課税事業者であれば、その消費税額を納付しなければなりません。

全ての債権は回収するか債権放棄をして、又、全ての債務は弁済するか債務放棄をして残余財産を確定して株主に分配します。

なお、残余財産が資本金を上回る場合は法人税及び住民税が課税されます。

又、法人の欠損は個人事業者へ引き継ぐことはできません。個人の青色申告承認申請は業務を開始した日から2ヶ月以内に行います。

□家屋の床面積が50㎡以上、金融機関の返済期間が10年以上、合計所得金額が3,000万円以下等の一定の条件を満たすと、年末の住宅ローン残高の1%を所得税等から、最大10年間税額控除ができます。

又、消費税が10%に引き上げられた後は、控除期間を3年延長し、11年から13年目は年末の住宅ローン残高の1%と建物購入価格の2%の3分の1の少ない金額が税額控除されます。

なお、贈与税の非課税の特例を適用した場合の控除額は、建物購入価格から贈与分を差し引いた金額と年末の住宅ローン残高の少ない金額が税額控除されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)
15日	○所得税の確定申告・贈与税の 申告書提出
31日	○1月決算法人の確定申告 ○7月決算法人の中間申告(予 定申告) ○4月、7月、10月決算法人の 消費税中間申告 (休日につき4月1日)

31日	○個人事業者の30年分の消費 税確定申告 (休日につき4月1日) ○3月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき29日)
-----	----------------------------------------------------------------------------------

今月の贈る言葉『経験を賢く生かすならば何事も無駄はない』 by ロダン